

【通所介護】

**栄養アセスメント加算
算定のガイドブック**

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 栄養アセスメント加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 栄養アセスメント加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 栄養アセスメント加算の算定要件・・・・・・・・・・ 6
- 栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ・・・ 7～15
- 栄養アセスメント加算の留意点・・・・・・・・・・ 16～17
- 栄養アセスメント加算のQ&A・・・・・・・・・・ 18～21

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は栄養アセスメント加算について、算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



栄養アセスメント加算とは？

栄養アセスメント加算とは、栄養改善が必要な利用者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていくために、通所介護における管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取り組みを評価する加算として、令和3年度の介護報酬改定にて創設されました。

栄養アセスメント加算を算定できるようになることは、収入の増加というメリットだけでなく、提供するサービスの質の向上というメリットがあります。また、その取り組みは事業所の強みにもなるでしょう。

通所介護では、「栄養」に係る取り組みを評価する加算として、「栄養アセスメント加算」以外にも、「栄養改善加算」、「口腔・栄養スクリーニング加算」があります。

これらの加算についても算定要件と単位数を確認して、どの加算を算定できるのかを把握しておきましょう。

栄養アセスメント加算の単位数

加算の種類	単位数
栄養アセスメント加算	50単位/月

【参考】

- 対象となる利用者が月に20人いる場合
 $20人 \times 50単位 \times @10円 \Rightarrow 月1万円$
- 対象となる利用者が月に50人いる場合
 $50人 \times 50単位 \times @10円 \Rightarrow 月2万5千円$

栄養アセスメント加算の算定要件

栄養アセスメント加算を算定するには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 事業所の従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、3月に1回以上、栄養アセスメントを実施していること。
- 利用者又はその家族に対して栄養アセスメントの結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- 利用者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、栄養状態等の情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報（LIFEのフィードバック情報等）を活用していること。
- 定員超過利用・人員欠如減算に該当していないこと。

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

①管理栄養士の配置



②所轄官庁への届出



③利用者・家族への説明、同意



④栄養スクリーニング



⑤栄養アセスメント



⑥LIFEへのデータ提出



⑦LIFEのフィードバックの活用



⑧利用者・家族への情報提供

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

①管理栄養士の配置

栄養アセスメント加算の算定要件

- 事業所の従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

管理栄養士の配置のパターン

- 通所介護の従業者として配置する。
- 栄養改善加算の対象事業所である他の介護事業所と連携して配置する。
- 医療機関と連携して配置する。
- 栄養マネジメント強化加算の員数を超えて管理栄養士を配置している、または常勤の管理栄養士を1名以上配置している介護保険施設と連携して配置する。
- 栄養ケア・ステーションと連携して配置する。

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

②所轄官庁への届出

栄養アセスメント加算を算定するためには、所轄官庁へ以下のような提出書類を届け出る必要があります。

提出を求められる書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 管理栄養士の資格証の写し
- 外部との連携により管理栄養士を配置している場合は、連携に係る契約書等の写し

※書類名等は例示です。具体的な提出書類及び添付書類は、所轄官庁へお問い合わせください。

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

③利用者・家族への説明、同意

契約の重要事項説明書には、加算について記載する欄があるので、栄養アセスメント加算について記載し、内容を利用者・家族へ説明し、同意を得ることになります。

【重要事項説明書の記載例】

加算	単位数	算定回数等
入浴介助加算（Ⅰ）	〇〇単位	1日あたり
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	〇〇単位	1日あたり
ADL維持等加算（Ⅰ）	〇〇単位	1月あたり
栄養アセスメント加算	〇〇単位	1月あたり
栄養改善加算	〇〇単位	1回あたり（1月に2回まで）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	〇〇単位	1回あたり
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	〇．〇%	1月あたり
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	〇．〇%	1月あたり

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

④栄養スクリーニング

栄養アセスメント加算に係る業務として、

- **利用者ごとの『低栄養状態のリスク』の把握（栄養スクリーニング）**
- 利用者ごとの『解決すべき課題』の把握（栄養アセスメント）

を行います。

栄養スクリーニングのポイント

- 『栄養スクリーニング』として、利用開始時に、管理栄養士と関連職種が共同して低栄養状態のリスクを把握する。
- 別紙様式5-1（栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング 通所・居宅）の項目に沿って実施する。
- 3月に1回以上実施する。
- 低栄養状態にある、またはそのおそれがある利用者については、介護支援専門員と情報を共有し、栄養改善サービスの検討を依頼する。

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

⑤栄養アセスメント

(再掲) 栄養アセスメント加算に係る業務として、

- 利用者ごとの『低栄養状態のリスク』の把握 (栄養スクリーニング)
- **利用者ごとの『解決すべき課題』の把握 (栄養アセスメント)**

を行います。

栄養アセスメントのポイント

- 『栄養アセスメント』として、管理栄養士と関連職種が、摂食・嚥下機能、食形態にも配慮しつつ、解決すべき課題を把握する。
- 別紙様式5-1 (栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング 通所・居宅) の項目に沿って実施する。
- 3月に1回以上実施する。
- 利用者の解決すべき栄養管理上の課題を的確に把握して、適切な栄養改善サービスにつなげることが目的なので、利用者全員に継続的に実施することが望ましい。

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

⑥LIFEへのデータ提出

- 利用者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、栄養状態等の情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報（LIFEのフィードバック情報等）を活用していること。

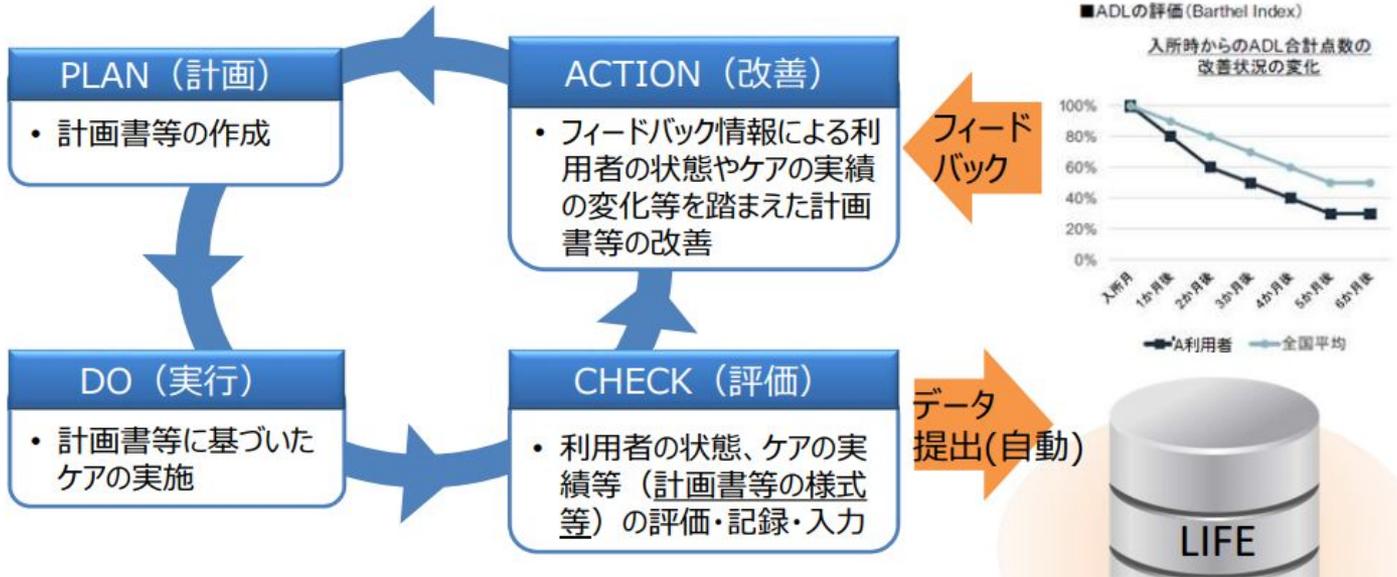
LIFEへのデータ提出のポイント

- 別紙様式5-1（栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング 通所・居宅）の「実施日」「低栄養状態のリスクレベル」「低栄養状態のリスク」「食生活状況等」「多職種による栄養ケアの課題」「総合評価」の各項目に係る情報を、原則としてすべて提出する。
- 「**栄養アセスメントを行った日の属する月**」の翌月10日までに、アセスメントの実施時点における情報のデータを送る。
- 「**それ以外の月にも少なくとも3月に1回**」の翌月10日までに、前回提出時以降における情報のデータを送ること。

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

⑦LIFEのフィードバックの活用

- 『LIFE』からのフィードバックを活用して、サービスの質の向上を図るため、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、支援の提供（Do）、支援内容の評価（Check）、栄養管理の内容の見直し・改善（Action）のPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。



※厚生労働省「科学的介護情報システム（LIFE）について」より画像引用

栄養アセスメント加算を算定するまでの流れ

⑧利用者・家族への情報提供

- 栄養アセスメントの結果を利用者・家族へ説明し、必要に応じて栄養食事相談、情報提供等を行うこと。
- 利用者・家族への説明にあたっては、LIFEのフィードバック票を活用すること。



栄養アセスメント加算の留意点

併算定

栄養アセスメント加算は、併算定できない加算があるので確認しておきましょう。

- 原則として利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間、及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。ただし、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）との併算はできません。口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）は、口腔スクリーニングに係る要件を満たし、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間、及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないことを満たす場合には併算定することができます。

併算定のポイント

- 栄養改善加算 ⇒ 原則×
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ⇒ ×
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ⇒ ○

栄養アセスメント加算の留意点

『LIFE』の関連事項

情報を提出すべき月に**情報の提出を行っていない場合**、届出を提出し、情報を提供していない事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について**加算を算定できません**。

例) 4月の情報を5月10日までに提出を行っていない場合は、4月サービス提供分から算定ができない。

ただし、**LIFEの対応の遅延等の理由によっては**、データの提出に猶予が必要だと認められ、令和3年6月サービス提供分（提出期日は8月10日まで猶予）まで、できるだけ早期に提出することで、**加算を算定できる**とされています。

【データ提出に猶予が必要な理由】

- 新規利用申請に係るはがきの発送が遅延した。
- ヘルプデスクからの回答がない又は解決に至らない。
- 新たに事業所番号を取得する事業所等のため新規申請ができない又は新規利用申請に係るはがきの発送が遅延した。

栄養アセスメント加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問15

Q.

外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施設の管理栄養士が兼務できるのか。

A.

入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することが求められる施設（例：100床以上の介護老人保健施設）において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない。

栄養アセスメント加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) 令和3年4月9日 問4

Q.

LIFEに提出すべき情報は「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。

A.

- ・「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）においてお示しをしているとおり、評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目（様式で定められた項目）についての評価等が必要である。
- ・ただし、同通知はあくまでもLIFEへの提出項目をお示したものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものをを用いることを求めるものではない。

栄養アセスメント加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.6) 令和3年4月15日 問2

Q.

要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

A.

科学的介護推進体制加算等と同様の取扱いであるため、令和3年介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日) 問16を参考にされたい。

(参考：令和3年介護報酬改定に関するQ&A Vol.3 問16のA)

やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。

また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。

ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

栄養アセスメント加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.10) 令和3年6月9日 問1

Q.
利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合、栄養アセスメント加算の算定事業者はどのように判断するのか。

A.
利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合は、栄養アセスメントを行う事業所について、

- ・サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、
- ・介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定することとし、

原則として、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。